

岩手県農林水産部漁港漁村課週休2日工事実施要領

(目的)

第1 本実施要領は、農林水産部漁港漁村課が所管する工事において週休2日を確保する工事（以下、「週休2日工事」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休2日とは、作業期間内において土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）（以下、「祝日に関する法律」という。）に規定する休日を現場閉所することをいう。
- (2) 4週8休とは、起算する土曜日から始まり、4週目の金曜日までで終わる4週間又は起する月曜日から始まり、4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届提出日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分（土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇）の閉所日があることをいう。なお、工事着手日（準備工含まず）以降で最初の土曜日又は月曜日から1期目を起算することとし、工事完了日（完了届提出日）直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。
- (3) 現場閉所日とは、予め定めた休工日であり、1日を通していずれの現場作業も実施しない日のことをいう（ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を除く）。
- (4) 作業期間とは、実工期から準備及び後片付け、特記仕様書で定める連休等（ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇）の期間を除いた期間をいう。
- (5) 実工期とは、工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が完成届を提出する日）までの期間をいう。
- (6) 発注者指定型とは、発注者が、完全週休2日又は週休2日相当に取組むことを指定する方式である。
- (7) 週休2日交替制とは、技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する取組をいう。

(対象工事の選定)

第3 発注者は、全ての工事を週休2日工事の対象として発注することを原則とする。なお、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事は除く。

2 発注型式は、週休2日工事（発注者指定型）とする。なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、週休2日交替制工事（発注者指定型）を選定できるものとする。

【第 I 編】 週休 2 日工事（発注者指定型）

（実施手続）

- 第 4 発注者は、入札公告の際、特記仕様書に「週休 2 日工事（発注者指定型）」の対象であることを明示するものとする。
- 2 週休 2 日の取扱いは以下のとおりとする。
- (1) 施工計画書（当初）に、具体的実施日を記載し提出すること。
 - (2) 週休 2 日の取組の対象期間は、作業期間内とする。
 - (3) 受注者は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。
 - (4) 工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
 - (5) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
 - (6) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工した場合は、当該作業日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。なお、振替作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休 2 日の達成とはならないものとなる。
 - (7) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。なお、作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休 2 日の達成とはならないものとなる。
 - (8) 工事施工中に生じた災害や予期しない現場条件の変化等、受注者の責によらない事情により現場閉所が困難となった場合は、監督職員と協議により週休 2 日交替制工事に変更することができる。
 - (9) 夜間作業など、出勤から作業終了まで曜日を跨ぐ場合、作業終了時間から 24 時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日と取り扱うことができる。
- 3 休工日において、以下の場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。
- (1) 発注者が緊急の作業を要請した場合
 - (2) 現場見学会等の対応を行った場合
 - (3) 現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合。
- 4 受注者は別紙 1 を参考に、週休 2 日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。（A 3 判程度）
- 5 受注者及び発注者は、4 週 8 休の実施において、別紙 2 により現場閉所単位での休日の確認を行うものとする。
- 6 週休 2 日工事（発注者指定型）において交替制による週休 2 日工事を実施する場合、受注者は、施工計画書（当初）の提出前に、現場閉所が困難となる理由を示し、交替制による週休 2 日の実施について監督職員と協議するものとする。

（発注者の責務）

- 第 5 発注者は、週休 2 日工事の実施に当たり取組の支障とならないよう、ウィークリースタンスの基本理念に基づいた対応等を実施するものとし、特に全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるものとする。

- 2 発注者は、工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行うよう務めるものとする。
- 3 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

(週休2日の実施報告)

- 第6 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前(土日等含む)までに、現場閉所日が記載された実績工程表を監督職員に提出するものとする。
- 2 受注者は、休日が確保されていることがわかる資料(作業日報や週報、出勤簿等のいずれか)を監督職員に提示するものとする。
 - 3 受注者の責により20日前までに実績工程表の提出がされない場合は、第7、第8を適用しない。

(工事成績評定における評価、達成証明)

- 第7 発注者は、週休2日の達成を確認した場合、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。
- (1) 完全週休2日の達成 監督員の工程管理及び創意工夫において加点評価し、さらに評定点合計に追加で2点加点評価する。
 - (2) 4週8休の達成 監督員の工程管理において加点評価し、さらに評定点合計に追加で1点加点評価する。
 - (3) 明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考査項目「7.法令順守等」の「8.その他」の項目において、2点の減点評価を行うものとする。
- 2 発注者は、完全週休2日又は4週8休の達成が確認できた場合、完成検査終了後に、現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書を主任技術者(又は監理技術者)に発行するものとする。但し、共同企業体(JV)で施工した工事においては、各構成員の主任技術者(又は監理技術者)1名に発行するものとする。

(工事費の積算)

- 第8 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に下表の補正係数を乗じるものとする。ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、4週8休未満となった場合は、全ての補正係数分を減額して契約変更を行うものとする。

2 補正係数

- (1) 漁港工事(浚渫、構造物、漁港海岸、防舷材・電気防食単独取付)

補正係数	現場閉所の達成状況
	4週8休以上
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

(2) 市場単価方式（港湾工事市場単価を適用する工事）

港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出

補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数

名称	市場単価 補正係数	名称	市場単価 補正係数
底面工	1.04	車止撤去	1.05
マット工(アスファルトマット 設置・ゴム系マット設置)	1.01	電気防食取付	1.05
支保工	1.05	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
足場工	1.03	防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
鉄筋工	1.05	吸出し防止工(陸上施工・海上 施工)	1.04
吊鉄筋工	1.05	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金 物)	1.04
型枠工	1.04	ペトロラタム被覆	1.05
コンクリート打設工(ポンプ車 打設)	1.05	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・ 海上施工)	1.05
コンクリート打設工(ポンプ車 打設以外)	1.05	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
止水板工	1.05	かき落とし工	1.05
上蓋工	1.05	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
伸縮目地工	1.03	汚濁防止枠設置・撤去	1.03
係船柱取付	1.05	灯浮標設置・撤去	1.04
防舷材取付	1.05	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作 業船あり・水中目視点検)	1.01
車止・縁金物取付	1.05	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検 作業船なし)	1.05
係船柱撤去	1.05	異形ブロック製作 型枠工	1.05
防舷材撤去	1.05	異形ブロック製作 コンクリート打設 工	1.05
		異形ブロック製作 給熱養生	1.04

【第Ⅱ編】週休2日交替制工事（発注者指定型）

（実施手続）

- 第9 発注者は、入札公告の際、特記仕様書に「週休2日交替制工事（発注者指定型）」の対象であることを明示するものとする。
- 2 週休2日の取扱いは以下のとおりとする。
- (1) 施工計画書に、交替制による週休2日確保を実施する旨を記載し提出すること。
 - (2) 週休2日交替制の取組の対象期間は、作業期間全体とする。
 - (3) 対象期間中は、実施工程表に休日率を明示し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
 - (4) 工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、第Ⅰ編の規定による。
 - (5) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休日とした場合は、当該作業予定日を休日に振り替えることができる。
 - (6) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休日に作業する場合は休日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。
 - (7) 休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。
- 3 工事掲示板等への掲示については、第Ⅰ編の規定による。
- 4 受注者及び発注者は、4週8休の実施において、別紙2により個人単位での休日の確認を行うものとする。
- 5 週休2日交替制工事（発注者指定型）において現場閉所による週休2日を実施する場合、受注者は、施工計画書（当初）の提出前に、現場閉所による週休2日の実施について監督職員と協議するものとする。

（発注者の責務）

- 第10 発注者の責務については、第Ⅰ編の規定による。

（週休2日の実施報告）

- 第11 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前（土日等含む）までに、休日率が記載された実績工程表を監督職員に提出するものとする。
- 2 受注者は、技術者及び技能労働者の休日率の達成状況が確認できる既存資料等（出勤簿、工事日誌、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を監督職員に提示するものとする。
- 3 受注者の責任により20日前までに実績工程表の提出がされない場合は、第12、第13を適用しない。

（工事成績評定における評価、達成証明）

- 第12 発注者は、週休2日の達成を確認した場合、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。
- (1) 週休2日相当の達成 第Ⅰ編の規定による。
 - (2) 明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、第Ⅰ編の規定による。

- 2 発注者は、4週8休の達成が確認できた場合、完成検査終了後に、達成状況に応じた週休2日達成証明書を主任技術者（又は監理技術者）1名に発行するものとする。但し、共同企業体（JV）で施工した工事においては、第1編の規定による。

（工事費の積算）

- 第13 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第3項で定める補正係数を乗じるものとする。ただし、精算時における休日率の達成状況を確認した結果、4週8休未滿となった場合は、全ての補正係数分を減額して契約変更を行うものとする。
- 2 短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び作業期間の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未滿の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び作業期間の対象としない。
 - 3 補正係数は第1編の規定による。

（補則）

- 第14 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則 （令和2年8月31日付け漁港第356号）

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

（令和3年9月10日付け漁港第292号）

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

（令和6年3月 日付け漁港第 号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式 1

週休 2 日達成証明書

受注者	
主任（監理）技術者	
工事名	
工事請負金額	¥
実施形式 (該当するものに○)	週休 2 日工事（発注者指定型） 週休 2 日交替制工事（発注者指定型）
週休 2 日達成状況 (該当するものに○)	完全週休 2 日 4 週 8 休
完成年月日	完成 年 月 日

上記工事は、岩手県農林水産部漁港漁村課週休 2 日工事实施要領に基づき、週休 2 日を達成したことを証明します。

年 月 日

○○広域振興局水産部
○○水産振興センター所長 印

工事現場における週休2日工事实施明示の例

この工事は、岩手県農林水産部漁港漁村課週休2日工事です。
建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。

受注者 ○○建設㈱
電 話 0190-○○-○○○○

工事現場における週休2日交替制工事实施明示の例

この工事は、岩手県農林水産部漁港漁村課週休2日交替制工事です。
建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が後退しながら休日確保に取り組んでいます。

受注者 ○○建設㈱
電 話 0190-○○-○○○○

漁港工事における4週8休の取得状況の確認方法

1 休日の確認方法

- ・ 工事着手日から工事完了日（後片付け含む）までの期間、「現場閉所単位」においては前週の閉所の実績及び次週の閉所予定を記載した「週間工程表」を、「個人単位」においては技術者等全員の「休日取得状況を記した一覧」を発注者に提出し、休日を確認する。
- ・ 閉所日に品質確保や安全確保にかかる軽微な作業、地域行事等によりやむを得ず少数の出勤者が生じた場合は、「週間工程表」または「休日取得状況を記した一覧」に当該出勤者の出勤日について、出勤日、代休日を記載する。また、当該出勤者の出勤日について「週休2日」、「4週8休」が確保されていれば、閉所（休日を確保）したものとみなす。

2 土曜日起算

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合は、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない)。
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない)。

	土	日	月	火	水	木	金
	①		← 工事着手日		④ 評価対象外		
1週間目	起算日						
2週間目							
3週間目						2週目土曜日の閉所	
4週間目					3週目土曜日の閉所		4週目日曜日の閉所
5週間目				5週目土曜日の閉所			
6週間目				6週目土曜日の閉所			
7週間目			6週目日曜日の閉所				7週目土曜日の閉所
8週間目			祝日	祝日の閉所			7週目日曜日の閉所
...							
12週間目							
13週間目		⑤ 評価対象外					
14週間目		⑤ 評価対象外					
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日			

■ 作業日 ■ 閉所日

3 月曜日計算

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない。(例えば、水曜日が工事着手日の場合は、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価しない)
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の木曜日が工事完了日の場合は、12週目の日曜日までを評価対象とし、13週目の月曜日から15週目の木曜日までの18日間は評価対象としない)。

	月	火	水	木	金	土	日	
	①		← 工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							② 1期間目
2週間目								
3週間目								
4週間目				2週目土曜日の閉所				
5週間目			3週目日曜日の閉所					③ 2期間目
6週間目					5週目日曜日の閉所			
7週間目								
8週間目		7週目土曜日の閉所	祝日	祝日分の閉所	7週目日曜日の閉所			
...								⑤ 3期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日